

令和4年第3回教育委員会会議録		
開催日時	令和4年3月24日(木) 午後4時から午後5時23分まで	
開催場所	深川市役所 議会第1委員会室	
出席委員	教 育 長 吉 村 理 明 委 員 宮 田 嘉 明 委 員 轡 田 光 章 委 員 倉 本 茂 子 委 員 阿 部 み どり	傍聴者の人数  傍聴 <u> 0 </u> 人
出席職員	教 育 部 長 荒 井 幸 治 学務課 課 長 佐 藤 之 彦 管理係長 今 川 友 幸 管理係主事 佐 伯 沙 織 学校教育係長 鈴 田 桂 子 生涯学習スポーツ課 課 長 久 保 田 慎 二 課長補佐 西 野 幸 恵	

(開会) 午後4時

○吉村教育長

ただいまから令和4年第3回深川市教育委員会定例会を開会いたします。  
会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、会議規則第5条第2項の規定により、倉本委員を指名いたします。

次に、本日の会議の議案で非公開とする案件について発議します。

報告第4号新型コロナウイルス感染対応については、会議規則第14条第1項第1号に規定する会議を公開することにより、個人または団体の権利利益を害するおそれのある事項であること。また、議案第14号深川市文化財の委員の委嘱については、会議規則第14条第1項第3号に規定する附属機関の委員の任免又は委嘱に関する事項であること、また、議案第15号令和4年度教職員の人事異動について及び議案第16号深川市会計年度任用職員の任命については、会議規則第14条第1項第2号に規定する任免処罰等職員の身分取扱いその他人事に関する事項であることから、当該4件について非公開とすることに異議ございませんか。

(異議なし)

○吉村教育長

異議なしと認め、非公開とすることに決定いたします。

次に教育長報告に入ります。私から何点かご報告をさせていただきます。

市内小中学校の卒業式についてでございます。中学校2校とも3月11日金曜日、それから小学校は6校とも3月18日の金曜日に開催をしたところでございます。感染症予防のため規模の縮小などの対策を行い実施したというところでございますけれども、教育委員の皆様につきましては手分けをして出席をいただきまして大変

ありがとうございました。また、修了式でございますけども小学校中学校とも本日3月24日でございます。

次に、教職員の人事について申し上げます。令和4年度の教職員人事でございますけれども、校長5名、教頭5名、それから、一般教員事務等で21名、合計31名の異動ということでございました。本日、校長及び教頭の異動について、新聞報道がなされたところでございます。校長も教頭も8校中5校が動くということでちょっと大きな人事となったところでございます。

次に市内の公立高等学校の入学者について簡単に申し上げます。深川西高は合格者83名、現在のところですね。このうち市内が45名ということになっております。それから東高につきましては、合格者が27名、このうち市内が10名、そんな状況になっております。いずれも西高は、3学級維持が出来たところでありますけれども、定員120名に対しまして、37名の定員割れというところでございます。東高につきましては定員80名のところ27名でございますので、53名割れと厳しい状況でございますけれども、何とか、存続に向けて、今後も対応していきたいなと考えているところでございます。参考までに申し上げますけれども、明日25日まで、2次募集の期間となっておりますので、さらに、増えることを期待しているところでございます。私からは以上です。次に事務局からお願いします。

○荒井教育部長

令和4年度の第1回市議会定例会について報告させていただきます。本会議につきましては3月1日から18日までの期間で開催されております。初日の教育行政報告につきましては、教育長から、新型コロナウイルス感染症に伴う小・中学校の対応についてと、令和3年度成人式についてということで報告をしております。

また補正予算の審議も行われまして、先月の教育委員会議で審議いただきました学校における感染症対策における、感染症に関する経費及び温水プールの修繕などにつきまして、原案どおり可決決定をいただいたところでございます。

一般質問につきましては、11名の議員から行われまして、教育委員会に関する質問といたしましては、4名の議員から質問がありましたので、答弁の概要について説明させていただきます。お配りしております資料を3枚めくっていただきましたところの資料の1ページ、太田議員からのご質問でございますが、こちらはコロナ禍において、大学生の教育環境の制度改革を国に求めるべきではないかという趣旨のご質問となっております。答弁といたしましては、授業料の減免制度の創設や給付型奨学金の拡充などによりまして、大学生の教育環境については、一定程度、制度改革が進められてきているという認識をしていますという答弁をしているところでございます。続きまして3ページをご覧くださいと思います。こちらは山本議員からのご質問で、総合体育館の個人使用料の見直しということで、高齢者の方は、年金収入の方が多いので、総合体育館の使用料を減額してはどうかという内容のご質問となっております。答弁といたしましては、現在の150円という金額につきましては、比較的安価でありまして、著しく高い状況であると考えていないことなどから、現在のところ減額については考えていない。なお、回数券などを利用していただければ値引きにもなりますので、日常的に利用する方はこちらを利用していただきたいと思いますという旨の答弁をしております。続きまして5ページをご覧くださいと思います。こちらは近沢委員からのご質問で、成人年齢の引下げについてということで4点のご質問でございました。1点目は成人年齢の引下げに伴いまして小中学校ではどのような指導をしているのかというご質問です。答弁とい

たしましては、学習指導要領におきまして、発達段階に応じた成人年齢の引下げに応じた授業を行うよう示されておりまして、この指導、学習指導要領に沿った学校内容の授業を各学校で行っているという旨の答弁をしております。2点目は、昨年成人式に関しまして法務省が調査を行っておりまして、深川市ではどのような回答をしているのかというような内容の答弁となっております。成人式の開催につきまして検討した結果、これまで同様20歳に達する方を対象としまして、1月の成人の日を含む3連休に実施する予定であるとしているという旨の答弁をしております。3点目は、今後の成人式をどのように開催するのかという内容のご質問でありまして、答弁といたしましては、令和5年以降は、20歳を祝う集いといたしまして開催していく予定としている旨の答弁をしております。4点目は、市議会議員全員を成人式に案内してはどうかという内容のご質問でございますが、答弁といたしましては、式典自体を最近では、簡素化している状況などもありますので、今後の検討事項としたいという旨の答弁をしております。続きまして8ページをご覧いただきたいと思っております。辻本議員から、市内小中学校の2期制についてということで4点のご質問がございました。1点目はこれまでの経過やメリットなどについてという内容のご質問でございますが、これまでの導入状況と各学校から伺ったメリットなどについて、内容を答弁しております。2点目は、9ページの下段になりますけれども、全国、全道の状況に関する質問ということでございました。答弁といたしまして平成30年度の文科省の調査の状況と、空知管内の状況などについて答弁をしております。3点目は10ページの中段ぐらいになりますけれども、市内での、これまでの取組状況に関する質問ということでございまして令和2年の総合教育会議で確認された以降の取組についての答弁をしているところでございます。4点目といたしましては、11ページの下段になりますけれども、令和の日本型学校教育に対する評価と課題ということでのご質問でございましたが、令和日本型教育を実践することが子供たちの新しい時代を生きる力を育むことになると考えておりますので、文科省の取組を的確に把握し、学校教育を推進するという内容の答弁をしております。

続きまして資料の13ページをご覧いただきたいと思っておりますが、13ページ14ページに記載しておりますが、予算審査特別委員会が、3月14日から16日までの3日間の日程で開催されておりまして、こちらに出しておりますのが、教育委員会に対し出された質疑の内容となっております。記載のとおり30件以上の質疑がありまして、各課長から説明を行いまして原案どおり可決決定されたところでございます。市議会につきましては、私からは以上でございます。

#### ○佐藤学務課長

私からは(2)業務報告をさせていただきます。2月17日に深川小学校スクールバンドが表敬訪問に来られました。これは2月20日に行われました第53回北海道アンサンブルコンテストに4人の児童が参加したものでございます。結果は、銅賞だったと伺っております。3月8日深川中学校野球部表敬訪問、こちらにつきましては、21日から静岡県で開催をされております文部科学大臣杯第13回全日本少年新規軟式野球大会の出場に伴うものでございまして、1回戦が既に開催をされております。深川中学校は、宮崎県代表の日章学園中学校と対戦をしましたが、0対6で残念ながら1回戦で敗退ということでございました。3月9日塩見建設株式会社によります地域貢献ということで、音江小学校の樹木の剪定をしていただきましたのでこれに対しまして、市長から感謝状を贈呈しております。3月11日は、中学校の卒業式で17日につきましては、空知管内のスポーツ・文化活動表等表彰

ということで、一已小学校の村山はなさん。同じく3月22日につきましては、深川中学校の吹奏楽部ということで、村山さんについては全国大会に出場、深川中学校につきましては、全国大会で優秀賞を2年連続受賞ということが認められて表彰されたものでございます。3月18日は小学校の卒業式でした。以上でございます。

○吉村教育長

報告事項は以上でございますけれども、ご質疑等はございますか。

(質疑なし)

○吉村教育長

それでは、以上で教育長報告を終わります。

次に報告事項に入ります。報告事項(4)、新型コロナウイルス感染症対応について報告をお願いします。

(議事内容は、深川市教育委員会会議規則第14条第1項第4号に基づき非公開)

○吉村教育長

それでは次に、報告事項5に入ります。行政財産の所管換えについて報告をお願いします。

○久保田生涯学習スポーツ課長

資料11ページになります。記載のとおり教育委員会として管理していた、旧さわやか広場に係る行政財産の所管替えをしましたので報告いたします。説明の順序が逆になりますが、本件の経過としましては、3番に記載のとおり、昨年9月末をもって条例及び用途廃止をした入志別のさわやか広場に係る土地及び建物につきまして、今後の用途に応じて、各担当所管に所管換えを行ったというものでございます。詳細につきましては1番財産区分及び用途の上段、旧にありますとおり、土地3筆及び建物3棟につきまして、下段の新たに記載のとおり未利用地の土地2筆及び建物3棟を普通財産として企画財政課へ。また、入志別コミュニティーセンター用地として利用する土地一筆を、総務課の自治防災室へ所管換えをし、管理しているとするものでございます。所管換えの年月日は、2に記載のとおり、本年3月3日となっております。説明は以上です。

○吉村教育長

説明が終わりましたけれどもご質疑はございますか。

(質疑なし)

○吉村教育長

それでは以上で報告事項を終わります。次に審議事項に入ります。議案第3号深川市学校プール設置規則の一部を改正する規則について及び議案第4号深川市学校プール使用規程を廃止する訓令について、これは関連がございますので、一括で提案させていただきます。説明をお願いします。

○佐藤学務課長

初めに、資料12ページ。深川市学校プール設置規則を廃止する規則についてをご覧ください。学校プールにつきましては、市内小学校6校の全校に設置しておりましたが、上屋の損壊や水泳授業を、温水プールア・エールへと集約したことを機に、令和元年度に深川小学校、令和3年度に、一已小学校、北新小学校、音江小学校を順次廃止しております。令和3年度に設置しています納内小学校及び多度志小

学校については、令和4年度に向けて、納内小学校においては水泳授業をア・エールで実施することになり、また、多度志小学校は、既にア・エールでの水泳授業を実施していますことから、納内小学校に合わせて廃止をしようとするものでございます。これにより、学校プールの全部が廃止になりますことから、本規則を廃止するものであり、施行日を令和4年4月1日とするものです。なお、令和3年度第3回定例会に学校プールの廃止の議案を提案させていただいた際、北新小学校と音江小学校の児童については、学校プールを廃止した年度に限りませんが、土日、祝日及び夏季休業期間中に、路線バスでア・エールを利用した際、バス運賃の全額助成をする考えであることをご説明しておりましたが、昨年及び今年度の市議会予算審査特別委員会において、この助成を永続的に行うよう質疑があり、市教委としましては、実績を踏まえて検討することとしておりました。令和3年度においては、利用実績はありませんでしたが、コロナ禍もあり、これをもって、判断をすることを適当でないとして答弁をさせていただいておりますことから、令和4年度については、令和3年度廃止の北新、音江小学校に令和4年度廃止の納内、多度志小学校の児童を対象に、バス助成を行います。次に、資料13ページ、深川市学校プール使用規程を廃止する訓令についてご覧ください。本規程につきましては、学校プールの使用に関し必要な事項を定めているため、議案第3号により、深川市学校プール設置規則を廃止することに伴いまして、本規程につきましても廃止しようとするものでございます。施行日は、令和4年4月1日となっております。以上でございます。

○吉村教育長

説明が終わりました。ご質疑をお受けしたいと思います。

(質疑なし)

○吉村教育長

それでは、本件は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(異議なし)

○吉村教育長

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。次に議案第5号深川市公立学校共済組合住宅条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題とします。説明をお願いします。

○今川管理係長

14ページをお開きください。教職員用の住宅は、深川市公立学校共済組合住宅条例に基づき、教育委員会において管理しておりますが、中学校の統合や教職員数の減少傾向から入居率が下がり、一部は老朽化が進むといった現状にあり、適正な管理戸数を維持しつつ、入居が見込まれない住宅は用途廃止等により、転用、売却や解体除却を進める方針で取り組んでいるところであります。

本件につきましては、これまで納内小学校区の学童保育であります納内放課後児童クラブについては、納内小学校からの距離が遠く、途中で踏切横断もあり、児童が下校後に登園する際の安全性への配慮のため、納内小学校周辺への移転について、健康・子ども課及び学校と協議検討を重ねておりましたが、現在納内小学校長宅として使用している納内町3丁目9番の住宅1棟1戸につきまして、令和4年5月1日付で、健康・子ども課へ所管換えを行った上で、納内放課後児童クラブが移転することで協議が進み、整いました。このため市長所管の規則でありますことから、

本件について可決いただきました後に、5月1日付けで、教職員用住宅としては、用途廃止をし、深川市公立学校共済組合住宅条例施行規則の別表に規定する当該住宅の財産の表示を削除するため、規則の一部の改正を行うものであります。具体的には、15ページの新旧対照表でご説明申し上げます。改正の内容につきましては、左側の欄、現行の中ほどの行、平成3年、納内町3丁目9番等の財産の表示を削除するものであります。また今後、当該住宅隣りに設置している教頭宅を、校長宅とし、同じく隣接している一般教職員用の住宅を、教頭宅として使用する予定であります。以上説明とさせていただきます。

○吉村教育長

説明が終わりました。ご質疑をお受けしたいと思えます。

(質疑なし)

○吉村教育長

それでは、本件は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(異議なし)

○吉村教育長

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。次に議案第6号深川市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則についてを議題とします。説明をお願いします。

○今川管理係長

議案16ページをご覧ください。本規則につきましては、本市が任用している外国語指導助手、いわゆるALTの就業規則を定めたものですが、国の非常勤職員の休暇制度が改正されましたことから、休暇に関する改正を行うものです。主な改正内容につきましては、特別休暇について、新たな休暇制度の追加及び育児休業の取得要件の緩和及び育児に係る部分休業の新設の3点になります。このほか文言の整理など、所要の改正を行います。新旧対照表で、順に説明いたしますので、19ページからの、改正後案をご覧ください。第14条の特別休暇の規定の改正です。まず、第5号は、不妊治療のための休暇を新設するものです。次に、第8号は、ALTの妻が出産する場合の休暇を新設するものです。19ページから20ページにかけての第9号ですが、ALTの妻が出産する前後に、育児参加するための休暇を新設するものになります。第10号につきましては、従来は女子のALTのみの休暇でありました子供の保育の時間の休暇を、男子のALTも取得可能にし、女子のALTが同時にこの休暇を取得する場合は、女子の取得を優先する規定に改めるものであります。第11号につきましては、子の看護休暇に複数の子を養育する場合についての期間を追加するものです。次に、21ページの第13号ですが、妊産婦の女子のALTが、母子保健法の保健指導や健康、審査の指示事項を守るために取得する休暇について制度を新設するものになります。第14号になりますが、短期の介護休暇の取得に係る要介護者の要件に、その介護期間を2週間以上とするというものの要件を新たに追加するものとなります。次の21から22ページにかけて、第15号につきましては、介護休暇を取得するための要件としてあった1年以上の在職期間を廃止し、要件を緩和するとともに、新たに休暇の取得回数については制限を加えるものとなっております。第16号ですが、要介護者の介護にかかる介護時間休暇の取得のための、在職期間の要件を全て廃止し、取得できる時間に

については1日の勤務時間の長さに応じて、短くする規定に改めるものとなっております。次に23ページの第18号ですが、妊娠中の女子のALTが、母体や胎児の健康保持に必要な休憩や補食のための休暇を新設するものとなっております。以上が、特別休暇の改正となりますが、今回新設しました休暇につきましては、第13号の母子保健法の保健指導等に基づく指示事項を守るために、取得する休暇以外については、有給となっております。また今回は、休暇の内容についての改正はありませんが、女子のALTが出産前に7週間、出産後に8週間を取得することのできる産前産後休暇につきましても、今回の改正により、無給から有給となっております。次に、23ページから24ページにかけましての第15号の育児休業の改正についてですが、こちらにつきましては、対象期間を1年以上としていたところを廃止し、要件を緩和するものであります。次に第15条の2につきましては、3歳までの子の養育のために、勤務時間の初めまたは終わりに30分を単位として、部分休業をすることができるという規定を新設するものとなっております。以降の改正につきましては、今回改正します特別休暇の規定の追加に伴う各号のずれを修正するものとなっております。以上を説明とさせていただきます。

○吉村教育長

説明が終わりました。ご質疑をお受けしたいと思えます。はい。宮田委員。

○宮田委員

子供の育児で、休みをとるといふような内容だと思うんですけども、そういったときに市内の英語教育については、代替の人をつけるのか。その辺どんな考えをしているでしょう。

○佐藤学務課長

実際に、どの期間で休みになるかというところになりますけれども、実際問題短期間での代替はなかなか難しいのかなと思えますので、そこは学校と協議をしながら、そのときにできる対応を今後検討していきたいと思えます。

○吉村教育長

そのほかございませんか。よろしいですか。それでは、本件は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(異議なし)

○吉村教育長

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。次に議案第7号遠距離通学児童生徒等の通学費補助に関する取扱い要領を廃止する訓練について及び議案第8号深川市遠距離通学児童生徒等の通学費補助金交付要綱案について、これは関連がございますので一括で提案をいたします。説明をお願いします。

○鈴木学校教育係長

資料27ページになります。遠距離通学児童制度等の通学費補助に関する取扱い要領につきましては、遠距離通学児童生徒等の保護者の負担軽減を目的に、平成22年に教育委員会訓令により取扱い要領を制定し、通学費の補助を行っていたところですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方公共団体の長の職務権限を規定しており、その中に、予算の執行が含まれていますことから、補助金などの予算執行に関わる教育委員会規則について、今後、市長部局の規則として整理することを進めており、本件についても、その一環として、廃止をしまして、新たに、市長部局の訓令として、議案第8号、28ページの深川市遠距離通学児童

生徒等の通学費補助金交付要綱を制定するものになります。遠距離通学児童生徒等の通学費補助の対象者は、統合された学校の校区に居住する児童生徒、または、統合学校統合された学校区以外で、遠距離通学となる児童生徒児童であれば4キロ以上、生徒であれば6キロ以上の保護者となり、補助内容につきましては、路線バスの運行がある地域に住む児童生徒には、定期券を支給。路線バスの運行がない児童生徒については申請に基づき、ガソリン代相当額を支給するという内容になっております。今回の要綱制定にあたり、これまで、夏季休業期間中に、学校プールを利用するために通学する、旧入志別小学校区、幌成小学校区、鷹泊小学校区に居住する児童を補助対象としておりましたが、令和4年度から学校プールが廃止になりますことから、補助対象から削除いたします。これ以外の内容で、変更となるものはありません。廃止する訓令及び要綱ともに、施行年月日は令和4年4月1日とするものです。なお、第8号議案の要綱案につきましては、現在市長部局と内容を確認してお示ししております案から、文言等の整備を行う場合があります。説明は以上です。

○吉村教育長

説明が終わりました。ご質疑をお受けしたいと思います。

(質疑なし)

○吉村教育長

それでは、本件は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(異議なし)

○吉村教育長

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。次に議案第9号深川市適応指導教室等への通学費補助に関する取扱い要領を廃止する訓令について及び議案第10号深川市適応指導教室等への通学費補助金交付要綱案について、これらは関連がございますので一括で提案させていただきます。説明をお願いします。

○鈴田学校教育係長

資料32ページになります。こちら先ほどと同じ内容のご提案になります。深川市適応指導教室等への通学費補助に関する取扱い要領につきましては、適応指導教室及び通級指導教室に通級する児童生徒の保護者の負担軽減を目的に、平成26年に教育委員会訓令により取扱い要領を制定し、通学費の補助を行っていたところですが、先ほどと同様に取扱い要領を廃止し、新たに市長部局の訓令として、議案第10号にあります深川市適応指導教室等への通学費補助金交付要綱を設定するものです。適応指導教室等の通学費補助の対象者は、適応指導教室まで遠距離通学となる児童生徒、ことばの教室及び通級指導教室がある深川小学校、深川中学校以外から、通級指導教室に通級する児童生徒の保護者となり、補助内容につきましては、路線バスの運行がある地域に住む児童生徒にはバス運賃相当、路線バスの運行がない地域に住む児童生徒には、通級日数に合わせたガソリン代相当額を支給するものです。今回の要綱制定にあたり、内容の変更はありません。廃止する訓令及び要綱ともに、施行年月日は令和4年4月1日となるものです。なお先ほどと同様に、要綱案につきましては、現在市長部局と内容確認しておりますので、文言等の整理を行う場合があります。説明は以上です。

○吉村教育長



説明が終わりました。ご質疑をお受けしたいと思います。

(質疑なし)

○吉村教育長

それでは、本件は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(異議なし)

○吉村教育長

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。次に議案第11号深川市児童バス通学助成に関する取扱い要領を廃止する訓令について、及び議案第12号深川市児童バス通学費助成交付要綱案について、これは関連がございますので一括で提案をいたします。説明をお願いします。

○鈴田学校教育係長

資料39ページになります。こちら先ほどの案と同じものになります。深川市児童バス通学助成に関する取扱い要領につきましては、児童の通学時の安全確保のため、定期券を購入し、路線バスを利用する場合の助成について、平成29年に教育委員会訓令により、取扱い要領を制定し、定期券購入代金の3分の1の金額の助成を行っていたところですが、先ほどと同様に、取扱い要領を廃止し、新たに市長部局の訓令として、議案12号、40ページにあります深川市児童バス通学費助成金交付要綱を制定することにあわせて、助成率を3分の1から2分の1に変更するものです。児童バス通学助成の対象者は、定期券を購入して、路線バスを使って通学する児童の保護者となり、助成内容につきましては、自宅最寄りの路線バス停留所から学校最寄りの路線バス停留所までの定期券購入代金の2分の1により算出した額を支給するものです。さきにご説明しましたとおり、令和4年度より、助成率の引上げ以外は、今回の要綱制定にあたり変更となるものはありません。廃止する訓令及び要綱ともに、施行年月日は令和4年4月1日となります。なお要綱案につきましてはこちら先ほどと同じとおり、市長部局との内容を確認しておりますので、お示ししております案から文言等の整理を行う場合があります。説明は以上です。

○吉村教育長

説明が終わりました。ご質疑をお受けしたいと思います。はい。宮田委員。

○宮田委員

通学費の助成を受けてる子供たちって、ちなみに何人ぐらいいるんですか。

○吉村教育長

答弁願います。

○鈴田学校教育係長

今資料が手元にないもので、後ほど、人数についてお答えしたいと思います。

○吉村教育長

ほかにごございませんか。

(質疑なし)

○吉村教育長

それでは、本件は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(異議なし)

○吉村教育長

はい。異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。次に議案第13号深川市社会教育施設長寿命化計画の策定についてを議題といたします。説明をお願いします。

○西野課長補佐

資料は別冊で配付をさせていただいております。議案13号をご覧ください。深川市社会教育施設長寿命化計画につきましては、昨年度、令和2年ですけれども、12月に、皆様にご審議をいただき、学務課が策定をした深川市学校施設の長寿命化計画の社会教育施設版となるものです。

資料1ページをご覧ください。まず、本計画の位置づけについてご説明いたします。2、位置づけの欄をご覧ください。公共施設全般の老朽化対策として、国は、平成25年にインフラ長寿命化基本計画を策定し、その中で、インフラ管理者は、維持管理更新等に係る中期的な取組の方向性を明らかにするためのインフラ長寿命化計画、行動計画、と言いますが、それを、さらに、地方公共団体は、個別施設ごとの対応方針を定める計画として、個別施設ごとの長寿命化計画、こちら個別施設計画と言いますが、それらを策定することが定められました。これを踏まえ、行動計画として、文部科学省では、平成27年に文部科学省インフラ長寿命化計画行動計画を策定、深川市においても、施設の長寿命化の推進と、施設の統廃合及び除却などによる総量資産の適正化という基本方針を掲げ、平成28年に、深川市公共施設等総合管理計画を策定しており、本日ご審議いただく深川市社会教育施設長寿命化計画につきましては、市の総合管理計画における、社会教育施設を対象とした個別施設計画の一つとしての位置づけとなるものです。前後しますが、市の計画の背景と目的ですが、こちらにつきましてはさきにご説明いたしました国や深川市の計画を受けて、本市の社会教育施設の状況に合わせて記載をしております。

2ページをお開きください。3、計画対象期間、計画期間につきましては、令和4年度から13年度までの10年間とし、状況に応じて見直しをすることとしております。

4、対象施設につきましては、24施設で、3ページにその一覧を記載しております。4ページから6ページにつきましては、社会教育施設の目指すべき姿ということで記載をしております。次に進みまして、7ページから17ページまでにつきましては、社会教育施設の実態ということで、利用状況や配置状況等の実態を記載しております。7ページにつきましては、施設利用者の推移を記載しておりますが、いずれの施設も、緩やかな減少、また横ばいで進んできていたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に、利用者が激減をしているといった状況です。9ページは施設の保有量と概要です。市が保有する公共施設の総延べ床面積のうち、約15.8%を、生涯学習スポーツ課が所管する社会教育施設が占めている、という状況となっております。11ページは、築年別整備状況、となっております。施設としては24施設なんですけれども、建物自体は39棟ありまして、そのうち築30年以上の建物が18棟、旧耐震基準の建物が12棟となっております。今後10年後には、社会教育施設の79.5%が築30年以上の建物ということとなります。続きまして12ページをお開きください。施設関連経費の推移です。施設整備費、下段の表をご覧くださいなのですが、施設整備費につきましては、平成28年に陸上競技場大規模改修、平成29年度にエフパシオ建設、令和元年度にエフパシオトレーニング室建設、また、市民球場大規模改修、令和2年度に、市

民テニスコート大規模改修といったことを実施したため、年度により大きく増減をしているという状況となっております。14ページからは施設の老朽化状況について記載をしております。14ページの下段の評価基準、A B C Dということで、屋根屋上外壁、また内部仕上げ、電気設備等ということで記載をしているのですが、こちらの基準をもとに評価をした各施設の結果を、16ページに一覧表で記載をしております。この16ページの表の右側の劣化状況調査というところにある、A B C Dで表記をしている部分が、施設の各か所の劣化状況評価で、Aがおおむね良好、Dが早急に対応する必要があるということを示しているものです。1番右の健全度の列なんですけれども、これは各か所の評価を数値化したもので、評価が小さいほど劣化が進んでいることを示しております。築年数がたっている建物の多くが50点台、またはそれ以下ということになっておりまして、経年劣化が進んでいる状況ということを示しております。続きまして17ページは、これら施設を長寿命化する形で、維持管理をしていった場合の今後のコストの試算を記載しております。行ったり来たりで、申し訳ありませんが13ページに、記載をしております。従来型、今までどおりの維持管理の方法と比べますと、40年間の総額で、従来型と320億円と見込まれていたところ、長寿命化型の維持管理に変えることにより、279億円、41億円の削減とすることができるということを見込んでおります。そして、ページ戻っていただきまして、18ページです。こちらは、市の計画を受けての社会教育施設整備の基本方針を記載しております。基本的に下段の緑の枠で囲っているところ基本方針と考えておりますが、計画的な維持管理修繕等を行い、長寿命化により、財政負担の平準化とコスト縮減に努めること、社会情勢や市民ニーズを踏まえ、複合化や統廃合による施設の最適な配置を検討すること、官民の連携協働による施設の効率的な運営整備に努め、住民サービスの向上等経費縮減を図ることを基本方針とします。19ページには長寿命化のサイクル目標というものを記載しているもので、基本的に、建物の使用目標年数を80年と設定しております。20ページにつきましては実際に改修等を行う際の整備水準となっております。右から左に行くほど、改善レベルが高くなるという例示をしております。21ページは、点検時の項目の例示となっております。そして22ページをお開きください。長寿命化の実施計画ということで直近5年で見込んでいるものを、(2)今後の実施計画のところに記載をしておりますが、当面は、早急な対応を要する部位修繕を優先をして、劣化が著しい建物について、長寿命化改修または改築などの判断をし、財政状況を考慮した上で整備を進めていきます。また、施設を改築する場合には、複合化といったことを含めて検討することとし、もしその施設を廃止、統廃合する状況等が出てきた場合には、十分に関係者等々の協議を行いながら進めるものとなります。具体的に、直近5年で改築ですとか部位修繕を見込んでいるものにつきましては、記載のとおりです。23ページは本計画の継続的運用方針について記載をしております。以上概要のみとなりましたが、深川市社会教育施設長寿命化計画案の説明とさせていただきます。

○吉村教育長

説明が終わりました。ご質疑をお受けしたいと思います。はい。阿部委員。

○阿部委員

16ページの評価結果一覧表がある中で、劣化状況調査というのは、どなたか専門の業者の方とかが入って評価されてるんでしょうか。それとも職員の方で目視で確認されているのでしょうか。

○西野課長補佐

内部仕上げ電気設備、機械設備につきましては評価基準が年数で基本的なところが決まっていますので、担当職員で対応しておりまして、屋根と外壁につきましては、一部は専門業者、また市の建築の専門職に意見を聞きながら作成をしております。

○吉村教育長

よろしいですか。ほかにご質疑はございませんか。はい、倉本委員。

○倉本委員

22ページの(2)に、今後の実施計画ということで、これからの劣化状況などを判断した上で大規模な修繕が必要な場所にはって書いてありますし、これから、廃止とか統廃合する場合によっては関係者との協議を行いながら、進めるものとなりますって書いてありますけれども、少子化とか人口減少とか、時代の流れとかいろいろなもので事業が大分変わってくると思いますのでね。劣化も含めて、関係者ということは誰と協議をして、計画を立てていくのかお聞かせいただければと思います。

○吉村教育長

答弁願います。

○西野課長補佐

今は具体的に、大規模な改修等を中央公民館以外は想定はしていませんけれども、施設の劣化状況というのは、21ページをお開きいただいてもよろしいですか。こちらに、これは例示という部分が大きいんですけども、日常的な点検、定期的な点検、臨時的な点検ということで記載をしており、建築基準法に基づく点検ですとか、特定建築物の点検は、市の建築職員によるもので、あとは業者による屋上点検といったことなどの劣化状況を共有をさせていただいて、劣化状況については、所管で判断をします。あとは、利用状況などを踏まえながら、検討していくということで考えております。

○久保田生涯学習スポーツ課長

施設によっては利用形態ですとか、利用者層ですとか、全く違うものですから、それについて、本当に改修ですとか、あるいは、施設そのものの在り方の見直しが必要なきが生じましたら、そのときのその状況の関連者の方にお声かけをして検討していかなければならないと思っております。このときは当然、複合化ですとか、施設の廃止も含めた、幅広い視点での協議が必要になってくるのではないかなと思っております。先ほど補佐も申し上げましたとおり、具体的に協議を進めている、進み始め出そうとしているのが、中央公民館の建て替えでございまして、体育館などにつきましては今後、部位修繕が必要になってくるだろうということで例示をしているものでございます。以上でございます。

○吉村教育長

ほかにごございませんか。

(質疑なし)

○吉村教育長

それでは、本件は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(異議なし)

○吉村教育長

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。次に議案第14号深川市文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。説明をお願いします。

(議事内容は、深川市教育委員会会議規則第14条第1項第3号に基づき非公開)

○吉村教育長

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。次に議案第15号令和4年度教職員の人事異動についてを議題といたします。説明をお願いします。

(議事内容は、深川市教育委員会会議規則第14条第1項第2号に基づき非公開)

○吉村教育長

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。次に、議案第16号深川市会計年度任用職員の任命についてを議題とします。説明をお願いします。

(議事内容は、深川市教育委員会会議規則第14条第1項第2号に基づき非公開)

○吉村教育長

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。以上で審議事項を終わります。次にその他について。事務局から何かありますか。

○佐藤学務課長

今後の業務予定について学務課につきましては、この後3月31日に、先ほど異動でお話をしました松井校長と、一已小学校の養護教諭の退職に対しまして辞令交付式を行います。4月に入りまして教職員の辞令交付式を4日に実施します。また6日と7日につきましては、中学校小学校各校の入学式となっております。教育委員の皆様にもご出席をよろしくお願いいたします。以降1回目の校長会が8日、2回目の校長会が12日、教頭会第1回目が18日となっております。

○久保田生涯学習スポーツ課長

続きまして、生涯学習スポーツ課関係です。1月に開催を予定しておりました令和4年の成人式が延期となりまして、4月30日ラカンパーニューホテルで開催をするということで、既にご案内をさせていただいております。教育委員の皆様には改めて、出席についてのご案内を出させていただきたいと思っております。なお、開催時間につきましては午後2時からということで予定をしております。あくまでも延期となった成人式なので、民法は既に成人年齢は変わっておりますが、成人式として開催をするということでございます。

○吉村教育長

以上でございます委員の皆様方から何かございますか。

(質疑なし)

○吉村教育長

よろしいですか。それではこれもちまして本日提案された案件の審議は全て終了いたしました。以上で令和4年第3回深川市教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会) 午後5時23分

以上、会議の会議録に相違ありません。

令和4年3月24日

教 育 長            吉村 理明

会議録署名委員    倉本 茂子

会議録調製者       佐伯 沙織